

令和元年度介護保険施設等集団指導

実地指導における 指摘事項について (居宅サービス)

1

沖縄県中部福祉事務所

主な指摘事項（共通事項）

【人員に関する基準（条例第6条, 施行規則第3条他）】

- ・ 人員基準を満たしていない。
（常勤が必要な職種において常勤となっていない、
基準上必要な員数の不足）
- ・ 資格が必要な職種について、資格要件を満たしていない者を配置している。
→ **配置基準を満たしていない場合は、減算や指定取消し等になることもあるので注意してください。**
指定基準に定められた資格を持つ従業者を基準を下回らないように配置してください。

【設備に関する基準 (条例第8条 他)】

- ・ 届出上の区画と違った区画となっている。
 - 届出後に区画の利用を変更する場合（事務室や相談室の移動等）は、変更届を提出してください。
- ・ 相談室に備品や書類が置かれ、倉庫として利用されている。
 - 相談等に対応するため適切なスペースを確保してください。
- ・ 利用者の個人情報の保管が適切でない。
 - 個人情報の適切な管理のため、鍵付き保管庫で管理してください。

【運営に関する基準】

◆ 内容及び手続の説明及び同意 (条例第9条 他)

- ・ 重要事項説明書の記載内容が実態と不一致。
- ・ 必要な項目が未記載となっている。
未記載の例：従業者の職務内容、事故発生時の対応、苦情処理体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等
- ・ 利用者の同意署名や同意日が記載漏れ。
- ・ 同意日以前にサービス提供開始となっている。
- ・ 介護報酬改定による利用料等変更に伴う適切な対応がなされていない。

◆サービス提供記録、記録の整備 (条例第20条第42条 他)

- ・ サービス提供の記録がない。
- ・ 記録と報酬請求内容が一致しない。(入浴実施など)

◆介護計画の作成 (条例第25条 他)

- ・ 利用者又は家族への説明、同意、交付がなされていない(同意日や署名がない)。
- ・ 介護計画の説明・同意日以前にサービス提供が開始されている。
- ・ 介護サービスの実施状況や評価について、利用者又は家族に説明を行っていない。

**※アセスメント・課題分析→計画立案(目標設定)→担当者会議
→説明・同意→サービス提供→実施状況の評価→計画の見直し**

◆ 勤務体制の確保等 (条例第32条 他)

- ・ 事業所ごとの勤務の区分が不明確。
- ・ 出勤簿・タイムカード等、出退勤時刻の記録がない。

(法人代表・役員が人員基準上必要な職種として配置されている場合等)

→ **人員基準に定めのある従業員の勤務体制については、事業所ごと、月ごとに日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種及び専従・兼務の別等を明確にしてください。**

- ・ 従業員の研修の機会が確保されていない。

◆ 高齢者虐待防止 (高齢者虐待防止法第20条 他)

- ・ 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止への取組み
(マニュアル等の整備や研修の実施) が不十分。

◆衛生管理等 (条例第33条 他)

- ・雇い入れ時及び定期的健康診断の未実施。診断結果の記録がなく、職員の健康状態を管理していない。

◆秘密保持等 (条例第35条 他)

- ・従業者から秘密保持の誓約を得ていない。退職後も秘密を保持すべき旨、違約金等の措置を定めていない。
- ・利用者等の個人情報の利用の同意について、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得ていない。

→利用者と家族の双方から同意を得てください。

◆非常災害対策（通所系サービス共通）（条例第110条 他）

- ・ 消防計画が未作成。避難訓練等の消防訓練が必要回数実施されていない。

◆苦情処理、事故発生時の対応（条例第38条第40条 他）

- ・ マニュアル及び報告様式が未制定。保険者等への報告なし。

参照：「沖縄県介護保険事業者事故報告取扱要領」

◆会計の区分（条例第41条 他）

- ・ 介護保険事業ごとの会計区分がされていない。

→**収入だけではなく、経費の科目も区分が必要です。**

参照：「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（H13.3.28老振発第18号）」

【介護報酬】

◆同一建物減算・送迎減算

- ・同一建物減算や送迎減算の対象となる利用者について減算せずに報酬請求している。

◆サービス提供時間の算定（通所系サービス共通）

- ・利用者本人が担当者会議に出席した時間を含めて介護報酬を算定していた。

→**担当者会議はサービス提供時間の前後に調整してください。**

◆介護職員処遇改善加算（対象サービス共通）

- ・ 計画書は年度ごとに提出が必要。
- ・ 処遇改善計画の周知を行った記録が確認できない。
→事業所職員より処遇改善の未払いに関する相談があります。基本給や賞与のベースアップにより処遇改善の実施が分かりにくく未払いと誤解するケースもあると思われます。介護職員全員に対して計画内容の周知を徹底し、その記録を取ってください。
- ・ 実績報告書の提出がない。
- ・ 実績報告書の金額等と賃金台帳等の実績が一致しない。
- ・ 当該加算を介護職員以外の者に対して充てていた。
→介護職員に対し、加算額を上回る賃金改善を賃金改善実施期間内に行い、提出期限までに実績報告書を提出してください。

主な指摘事項（訪問介護）

- ・ 訪問介護員等の員数が常勤換算で2.5に満たない。
- ・ 併設事業所との兼務について、勤務体制が不明確。
- ・ 手順書が未作成。

主な指摘事項（訪問看護）

- ・ 保健師、看護師又は准看護師の員数が常勤換算で2.5に満たない。
- ・ 主治の医師の指示がない期間にサービス提供し、報酬請求している。

主な指摘事項（通所介護）

◆人員に関する基準

- ・生活相談員の配置時間不足又は未配置の日がある
- ・介護職員や看護職員の配置数が基準を満たしていない。

◆利用料等の受領

- ・併設有料老人ホーム等の入所者に対し、通所介護計画にない日の利用料が徴収されていない。

→**保険外サービスによる利用料を徴収する必要があります。**

◆個別機能訓練加算 I・II

- ・ 個別機能訓練計画が作成されていない。
- ・ 多職種協働による計画の作成が確認できない。
- ・ I と II を同時算定しているが、訓練の目標や内容が同一のものとなっている。

◆中重度者ケア体制加算

- ・ 加算の人員配置の要件を満たしていない。
- ・ プログラムを作成していない。

◆認知症加算

- ・ 専門的な研修等終了者を配置していない日に介護報酬を算定している。

主な指摘事項（通所リハビリ）

◆リハビリテーションマネジメント加算

- ・多職種協働による計画の作成が確認できない。
- ・医師が3月以上の継続利用が必要と判断する場合は、継続利用が必要な理由、その他指定居宅サービス併用と移行の見通しを記載することとされているが、記載がなかった。

主な指摘事項（福祉用具）

- ・福祉用具サービス計画が未作成だった。
→平成24年4月から福祉用具サービス計画の作成が義務付けられています。

その他

◆変更届出について

- ・変更があった日から10日以内（※注意）に届出ること
※事業所移転は1ヶ月前、定員増変更は前月の15日までに届出

◆介護給付費算定に係る届出について（加算等）

- ・算定要件を全て満たすこと
- ・算定要件を満たさなくなった場合は速やかに取り下げを行うこと

◆指定更新について

- ・指定有効期限の1ヶ月前までに申請書類一式を提出すること

☆☆事業者の皆様へ☆☆

介護保険サービスを行うにあたり、介護保険法等の関連法令（法律、省令、告示、通知、事務連絡、県が定める条例、施行規則等）を遵守し、適正な運営・報酬請求の実施、及びよりよいサービスの提供をお願いします。

<資料内の関係法令について>

高齢者虐待防止法：「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」

条例：「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第23号）」

施行規則：「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年規則第50号）」

※資料内の条例及び施行規則の条番号は一つのサービス（主に訪問介護）を参考記載しています。